

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	Article 6 (Joint Implementation) 京都議定書第 6 条の共同実施 (JI)
主催	国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)
日時	11 月 30 日 (水) 18:00 ~ 20:00
主要討論者	Kai-Uwe Barani Schmidt 氏 (UNFCCC 事務局) Ivona Grozeva 氏 (ブルガリア環境水省) Jozsef Feiler (ハンガリー環境水省気候変動ユニット) Vladimir Maximov 氏 (ロシア経済発展商業省) Maurits Henkemans 氏 (オランダ経済省) 山形 浩史 氏 (日本経済産業省) Gertraud Wollansky (オーストリア農林業環境水管理省) Sushma Gera (CDM EB 議長) 司会 : UNFCCC 事務局
傍聴者	約 70 名
目的	京都議定書の発効に伴い、共同実施 (議定書第 6 条に規定) に関する作業が開始される。共同実施の運営・手続や作業計画について紹介する。
発表の概要	<p><u>UNFCCC 事務局</u> :</p> <p>当日午前中の COP/MOP で Marrakesh 合意が採択され、共同実施 (JI) もその運用が正式に決定したことになる。さらに、JI の監督委員会 (Supervisory Committee : JISC) の設置についても COP/MOP の議題として検討され、Contact Group で議論されることになっている。このサイドイベントでは、JI の供給側と需要側の両側から発表してもらい、JI の運用について検討することを目的とする。また、CDM EB 議長の Gera 氏から最後に CDM EB での経験から JI が準用あるいは参考にすべき点などについてのコメントをもらって、まとめることとする。</p> <p><u>Kai-Uwe Barani Schmidt 氏 (UNFCCC 事務局)</u> :</p> <p>COP/MOP で JI に関するガイダンスが検討されることとなった。JI による排出削減は、ERU として 2008 年より附属書 I 国から他の附属書 I 国に移転されるようになる。CDM の経験が参考になるが、JI と CDM とを比較して異なるのは、JI のメカニズムである。JI には Track 1 と Track 2 の区分があり、Track 1 で行うには (a) 京都議定書締約国であること、(b) 割当量の算定・記録をしていること、(c) 国としての排出枠・クレジット保有量の管理のための国別登録簿を整備していること、(d) GHG 排出量・吸収増大量の算定のための国家制度を整備していること、(e) 直近の排出・吸収目録を毎年提出し、第 1 約束期間の排出目録はその内容審査に合格していること、(f) 割当量に関する補足的情報を提出し、LULUCF に対する割当量の追加・差し引きを行っていること、のすべてを満たす必要があるが、Track 2 では (a)(b)(c) を満たすだけでよい。ただし、プロジェクト開発及びプロジェクトのチェックは、Track 1 ではホスト国のガイドラインに従えばいいが、Track 2 では CDM に似た形態での実施、すなわちプロジェクト開発に</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

関しては JI 監督委員会が監督し、チェックは認定独立組織 (AIE) が行うこととなる。JISC は、AIE として働く独立組織に対する認定を行い、また AIE に対して決定のレビューを要請できる。AIE は JI の実施の決定を行うこととなる。Track 1 ではホスト国の役割が非常に大きく重要なものとなる。COP/MOP では、JISC の作業計画についてのガイダンスなどを決定する予定である。

Ivona Grozeva (ブルガリア環境水省):

ブルガリアの国家戦略における JI の役割は、京都ターゲットを達成すると同時に余剰分を活用するものである。第 2 次気候変動国家行動計画では、3 つの重点分野を掲げている。一つは EU ETS、二つ目が JI、三つ目が AAU 管理とグリーン投資スキーム (GIS) である。ブルガリアにおける JI の枠組は、その指定担当省が環境水省になることが承認されており、国家ガイドライン・手続規則が施行されている。これまでに 5 ヶ国と MOU を締結した。また 12 の JI プロジェクトを承認し、その予定削減量は 2008 年までに 10.5 百万 ERU である。しかし、2007 年には EU 加盟国が増え、すなわち EU ETS への参加国数も増えるが、EU ETS は JI に対して限定的であり (例えば非 CO2 プロジェクトなどは対象外となる) GIS への期待・可能性が大きくなる。JISC の決定は重要であり、追加性は JI にとっても核心的である。Track 2 となる場合は取引コストがかさむため、Track 1 となる必要があり、ブルガリアは 2006 年末までに Track 1 要件を達成する。JI Track 1 とハード GIS と同質である。ベースラインを標準化し、現地企業による有効化審査すればよい。EU ETS によるダブルカウンティングにより、直接的ダブルカウンティングは活用停止となり、間接的ダブルカウンティングでは低減される。ブルガリアでの JI プロジェクトは、First come, First serve で行う。

Jozsef Feiler (ハンガリー環境水省気候変動ユニット):

ハンガリーにおける JI の見解について発表する。ハンガリーは、その JI プロジェクト承認基準も設定しており、EU ETS 連携指令との整合性も確保している。これまでのところ、ハンガリーには 36 の PIN が寄せられ、27 の LoE を出している。バイオマスによる燃料転換と硫酸工場における N2O 削減が大半を占めている。買い手との契約は、ERUPT (オランダ) が支持 10 件で承認 5 件、オーストリアが支持 10 件で承認 4 件、世界銀行のプロトタイプカーボンファンドが支持 1 件で承認 1 件、その他支持 6 件で承認 4 件となっている。追加性については、環境的追加性、財政的追加性 (BAU と比較して排出削減となる必要がある) 法的追加性 (投資が法律によって義務化されていないこと) であり、すでに実施されているプロジェクト及び他の投資援助を受けているプロジェクトについては LoE を発行しない。また、天然ガスへの燃料転換、森林からの木材廃棄物によるバイオマス利用、大規模水力発電のプロジェクトは支持せず、支持したのは LFG、風力発電+エネルギー貯留、吸収源+バイオマス、地熱利用、農業からのメタン回収、需要側の省エネのプロジェクトである。今後は風力発電やバイオガス工場なども支持予定である。2006 年初頭には国家システムを更新予定である。

Vladimir Maximov (ロシア経済発展商業省):

ロシアは、ロシアでの JI プロジェクト実施を歓迎する。JI を実施するに当たっては Track 1 で行うことが理想である。Track 1 の要件を満たす為には、まだ相当時間がかか

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

ることが予想されるであろうが、JI プロジェクトそのものは早期に開始したい。特に、JI に関する国内手続を、連邦機関が検討し、現在のロシアの法体制下での JI 早期開始を確保できるようにする。

Maurits Henkemans 氏 (オランダ経済省):

オランダの JI プログラムは、市場価格でクレジットを購入するものである。現在までに約 20Mt 分の購入契約を締結しているが、目標は 34Mt である。このほかに、世界銀行と協力して JI Track 1 ワークショップを開催し、ホスト国における能力開発・強化を行っている。

JISC に対しての見解であるが、あくまでも JISC は JI の Track 2 を対象とするものである。CDM との対比をすると、CDM はまず方法論を承認させるというステップがあるが、JI ではそれを無しにし、CDM では PDD に方法論を添付する代わりに、JI では PDD にマラケシュ合意の JI ガイドライン附属書 B に基づくものを添付すればよい。COP/MOP からの JISC へのガイダンスとしては、CDM の DOE を自動的に AIE とすること、プロジェクト開発に当たっては CDM の方法論を利用できるものとし、PDD も CDM-PDD を利用可能とする。JI の独立組織認定パネルを設置し、JISC 本体は監督機能と管理計画の策定を任務とする。JISC の運営資金については、自発的(任意)の資金提供が重要であるが、プロジェクト料金制(登録料でもありえるか?)も可である。ただし、いくらにするか?については検討すべき課題となる。JISC の第 1 回会合をモンテリオールで、COP/MOP 閉会直後の土曜日に開催すべきである。JISC には非附属書 I 国も参加するべきである。

山形 浩史 氏 (日本経済産業省):

日本は 2005 年 4 月に京都議定書目標達成計画を策定した。JI の早期開始が望ましい。JISC の責務としては、独立組織の認定、ベースライン・モニタリングのガイドライン・基準の報告、JI-PDD フォーマットの作成、最終決定手続の検討、及び管理計画の策定とすべきである。認定独立組織(AIE)は、CDM の DOE を自動的に AIE にすればよい。AIE は Track 1 でもホスト国をサポートするが、ホスト国に多大な負荷とならないようにしなければならない。ベースライン・モニタリング方法論については、新たな方法論は AIE が妥当性を決定できるものとすると共に、標準化ベースラインとして「プロジェクト横断型排出係数」を作成し、利用可能とすればよい。追加性に関しては、CDM の追加性証明ツールを利用できるものとするが、ベースラインシナリオがプロジェクトシナリオと異なれば、それで追加性が証明されたと認められるべきであろう。これは、マラケシュ合意における「追加性」の定義が、CDM と JI とで異なることから正当と言える。さらに、小規模 JI プロジェクトも認め、それには小規模 CDM の簡素化方法論を利用できるものとするが、小規模となる最大値を JI 独自に設定する。JI を成功させる為には、早期開始、CDM M&P その他規則等の適用、COP/MOP2 までにルールを決定すること、JISC・事務局・AIE・プロジェクト参加者・専門家の責任の明確化とそれぞれのコミュニケーションの緊密化、透明性と機動性が重要となる。

Gertraud Wollansky (オーストリア農林業環境水管理省):

オーストラリアはクレジットの獲得プログラムを策定している。EU ETS とその連携

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

指令も考慮しているが、この中では CER と ERU を区別することは難しい。JI と CDM を比べると、JI の利点としては、ホスト国にはすでに市場が形成されている、排出削減のチャンスがある、CDM よりもリスクが低い、Track 1 であれば手続きが非常に簡略化される、が挙げられる。他方、JI の欠点は、EU ETS の連携指令によるダブルカウンティング回避が、EU 国と EU 加盟予定国とに課されるため、新 EU 加盟国が JI プロジェクトの承認を渋り、EU 内での JI が行われ得ない可能性があることである。JI でも Track 1 であれば簡素に執り行えると言う利点がより強調できるが、Track 2 の場合の確実性を高め、JI を通じた投資が Track 1 国に偏らないようする必要がある。これについて、GIS で Track 1 に近い形態を構築し、EU ETS 連携指令が作り出す JI の障害を回避する方法も検討すべきである。これにより、調整されたアプローチに、ホスト国によるより大きな管理が可能となる。

COP/MOP1 で決定すべきこととしては、CDM のルールの活用に関して、承認方法論転用や小規模 JI を認め、CDM の DOE を AIE とすると共に独立組織の認定手続を確立する。JISC の手続規則やパネル・作業グループの活用なども参考にする。JISC と CDM EB は、それぞれ独立して決定を行えるようにすべきである。JI に関する運営資金（事務局の資金を含む）をどうするかについても検討すべきである。

Sushma Gera 氏 (CDM 理事会議長):

JISC と CDM 理事会 (EB) には、かなり共通点がある。したがって、JISC は、その内部規則を策定するには、CDM EB のものを参考にすればよい。EB の場合はモントリオール議定書を参考にしたが、GEF 理事会などの点で参考に出来なかった部分もあった。独立組織の認定手続も CDM のものを参考にすればよい。ベースライン・モニタリング方法論については、承認方法論を活用するのは構わないが、適用可能性は条件・状況に合わせて修正するべきであろう。PDD については、CDM の方でも未だ利用者が使いやすいように、また実践的であるようにと、改良を繰り返している段階であるので、JI ではその教訓を活かして合わせていけばよい。資金についても、適切な資金源を確保することが重要なのは、JISC でも同じであろう。

質疑応答

Q1 : JI においては、「追加性」の証明を簡素化してもいいのではないか？

A1 (Grozeva 氏) : ブルガリアの見解としては、Track 1 を前提とすれば、「法律により義務化されていない」だけで「追加性」があると認める。

Q2 (Maximov 氏) : ロシアでは JI プロジェクトからの ERU に対する税率はどのようになるのか？

A2 (Maximov 氏) : 取引コストが課税のように思われるかもしれないが、特に新たに課税する予定は無い。

Q3 : LULUCF 吸収源プロジェクトや農業関連プロジェクトが、JI の対象外とされるのか？

A3 (Feiler 氏) : LULUCF 関連の吸収源プロジェクトは、対象外ではない。

A3 (Maximov 氏) : 林業サービスプロジェクトは対象たりうる。土地利用関連プロジェクトと言うのはこれまでに聞いたことが無いので、何とも言えない。

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>A3 (Grozeva 氏): LULUCF 吸収源プロジェクトや農業関連プロジェクトを対象とすることに問題は無いが、これまでのところ 1 件の提案も無い。</p> <p>Q4 : Track 1 の利点は理解できるが、どれくらいの国が Track 1 になりえるのか？</p> <p>A4 (Henkemans 氏): JI Track 1 ワークショップを開催した結果、現状では Track 2 であったとしても、2008 年には Track 1 になる国が増える。</p> <p>Q5 : JI よりも GIS の方の利点が大きいように感じたが、その基準はどのようになるか？</p> <p>A5 (Henkemans 氏): GIS は二国間協定で決めるので、ホスト国内での資金の利用方法を指定できる。</p> <p>Q6 (Gera 氏): AIE の役割は、AIE が自由に決定すればよいのか？</p> <p>A6 (Gera 氏): DOE 認定の場合、Witnessing が一つの課題となっている。これは実際のプロジェクトの審査に行くにも、まず方法論が承認されることが前提になるので、困難となっている。AIE の場合、新しい分野として、M&P を参考にして考えればよい。</p>
資料	<p>< 会場配布資料 > なし</p> <p>< オンライン資料 > なし</p>

文責：元田 智也 (GEC)